

## ○国民健康保険法施行令（抜粋）

参考資料2-1

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。
- 3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（平二九政二五八・全改）

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二九政二五八・一部改正）

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

第六条 削除

（平二二政一四〇）

## 参考資料2－2

### ○富山県国民健康保険条例（抜粋）

平成29年12月15日

富山県条例第46号

#### 第2章 富山県国民健康保険運営協議会

##### (名称)

第3条 法第11条第1項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

##### (委員)

第4条 政令第3条第5項の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

##### (会長)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

##### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、第4条第1項各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

##### (細則)

第8条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県国民健康保険条例（平成29年富山県条例第46号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 条例第6条第1項の規定により、協議会を招集しようとするときには、あらかじめ開催の日時及び場所並びに審議事項を委員に通知しなければならない。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、傍聴の方法により公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会長は、協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当すると認められる事項について審議等が行われる場合
- (2) 会議を公開することにより、運営協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(議事録等)

第4条 会議を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員2人がこれに署名しなければならない。

(書面による議事)

第5条 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成30年9月5日から施行する。